

令和2年度
第4回八幡平市農業委員会総会
議 事 録

令和2年7月22日開催

八 幡 平 市 農 業 委 員 会

令和2年度第4回八幡平市農業委員会総会議事録

告示年月日	令和2年7月15日					
告示事件	別紙告示写しのとおり					
招集年月日	令和2年7月22日					
招集場所	八幡平市役所ホール棟大ホール					
開閉会日時 及び宣言	開会	令和2年7月22日 13時30分			議長	山本 範夫
	閉会	令和2年7月22日 14時17分			議長	山本 範夫
応招（不応招） 委員及び出席 並びに欠席委員 出席 16名 欠席 2名 凡例 ○ 出席 ▲ 欠席 △ 遅延 ● 退席 × 不応招	議席 番号	委員氏名	出欠席	議席 番号	委員氏名	出欠席
	1	三浦 美恵子	○	11	藤村 勇三	▲
	2	日戸 重雄	○	12	立柳 優	○
	3	小山田 和義	○	13	高橋 由則	○
	4	高橋 正志	○	14	古川 美枝子	○
	5	國司 功	▲	15	藤原 純子	○
	6	大森 直子	○	16	松村 勝彦	○
	7	熊澤 威人	○	17	竹田 和夫	○
	8			18	石羽根 正志	○
	9	菊田 健生	○	19	山本 範夫	○
10	中村 一彦	○				

議事録署名委員	議席番号 13番	高橋由則	議席番号 14番	古川美枝子
八幡平市農業委員会会議 規則第14条第1項の規定により説明のため出席 した者の職・氏名	職名	氏名		
	事務局長	遠藤竹弥		
	事務局長補佐 兼農業振興係長	立花浩		
	農地調整係長	佐々木和查		
	農地調整係主事	古川裕太		
	農地調整係主事	高橋彩斗		
議事次第	別紙のとおり			
附議事件	別紙、議事次第に同じ			
会議の経過	別紙のとおり			

1 開会（13時30分）

事務局（遠藤事務局長）

それでは、ご起立願います。それでは、相互に礼をお願いいたします。「礼」

（礼）

（全員着席）

本日の委員の欠席となった委員の報告をします。総会資料の2ページをお開き願います。議員番号5番國司功委員が体調不良のため、11番藤村勇三委員が所要のため欠席です。

本日の総会は八幡平市農業委員会会議規則第8条第1項により、会長が議長となります。

会長、それでは進行よろしく願います。

議長（山本会長）

ただ今から、令和2年度八幡平市農業委員会第4回総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は、18名中16名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

2 議事録署名人の選任

議長（山本会長）

次に議事録署名人の選任についてお諮りします。

会議規則第31条第2項の規定による議事録署名人の選任については、当職から指名して選任することにしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山本会長）

異議なしと認めます。よって議事録署名人には、13番 高橋由則 委員、14番 古川美枝子 委員を指名します。

3 会期の決定

議長（山本会長）

次に、令和2年度八幡平市農業委員会第4回総会の会期についてお諮りいたします。

第4回総会の会期は令和2年7月22日、1日間とすることにしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山本会長）

異議なしと認めます。よって、令和2年度第4回総会の会期は、令和2年7月22日の1日間とすることに決定いたしました。

4 報告

議長（山本会長）

次に、事務局から第4回運営委員会報告を行います。

事務局（立花事務局長補佐）

それでは、第4回運営委員会報告を致します。総会資料の3ページをお開き下さい。

次第のとおり2項目の報告及び連絡、並びに3項目の協議を行いました。

始めに3報告・連絡となります。概要説明を致します。

次のページの左上、3報告・連絡事項となります。

1項目め。令和2年7月以降の主な会議 行事 等日程についてとなります。内容について事務局から説明を行いました。

2項目め。令和元年度業務概要書についてとなります。内容について事務局から説明を行いました。農業委員の皆様には、製本後の業務報告書を総会等の資料と併せ配布をいたしました。また、推進委員の皆様には、第4回総会資料と併せ郵送により配布を行う事としております。

続きまして、4協議事項となります。

協議内容の概要説明を致します。

協議事項1項目め。次回運営委員会の開催時間等についてとなります。協議を行った結果、8月11日（火）に決定となりました。

2項目め。令和2年度第4回総会についてとなります。本日の第4回総会の運営について協議を行い午後1時30分からの開催と決定され、農業委員の皆様にご通知をいたしたところです。関係する質疑内容と回答内容も記載しておりますのでご確認ください。

3項目め。農地利用最適化推進検討会についてとなります。開催について協議を行い午後2時30分からの開催と決定され、農業委員の皆様にご通知をいたしたところです。

続きまして、次のページの左上、5情報提供等となります。

1名の運営委員から情報提供が出されました。情報提供の内容は「八幡平バイオレットの収穫の実演会についての報告と、今後の売り先について難しい状況が予想されるのではないか」との報告がされました。

続きまして、1件の協議を行いました。

先月、当農業委員会に市民の方から「わたしの提言」が寄せられました。事務局から内容を説明し、提言に対する対応について協議を行い、7ページの中ほどに記載のとおり決定されましたが、改めて本日の第4回農業委員会議の情報提供等で事務局より報告を行う事としております。関係する質疑内容と回答内容及び運営委員の意見も記載しておりますのでご確認ください。

続きまして、事務局から3件の事務連絡を行いました。

そのほかの内容については後ほどご一読をお願いします。

以上、令和2年度第4回運営委員会において協議決定をしたので、運営委員会規程第8条に基づき報告します。令和2年7月22日 運営委員長 会長 山本範夫、以上となります。

議長（山本会長）

ただ今の「第4回運営委員会会議報告」につきまして、何かお聞きしたい事がありましたら、ご発言をお願いします。ご質問ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (山本会長)

無いようですので、次に進みます。次に、農地法等に関する業務報告を行います。事務局。

事務局 (佐々木農地調整係長)

それでは、会議資料の9ページをご覧ください。

令和2年6月25日から令和2年7月21日までの業務報告をさせていただきます。

1) から8) までは各種処理を行った件数になっておりますので、のちほどお目通しいただければと思います。

次に、9) 番の総会案件に係る現地調査でございます。現地調査の調査日は7月13日の月曜日でございます。10件の現地調査を行いました。当日の調査委員は 1番委員 三浦美恵子 委員、17番委員 竹田和夫 委員、18番委員 石羽根正志 委員、19番委員 山本範夫 委員の4名でございます。また、事務局からは遠藤事務局長と古川主事と私の3名が随行しております。

後ほど議題とされます現地調査の参加人員、日時等の報告につきましては、ただ今の報告をもって割愛させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、業務報告は以上となります。

議長 (山本会長)

報告が終わりました。何かお聞きしたい事がありましたら、発言をお願いします。

(「なし」の声あり)

議長 (山本会長)

無いようですので、次に進みます。

議案の審議に先立ちまして、会議の進め方について、ご協力をお願いします。ご質問のある方は挙手の上、議長の許可を得てから議席番号・氏名を申し述べて質問をするようお願いいたします。また、個人を特定できるような発言はしないように、ご協力をお願いします。

5 議事

議長 (山本会長)

それでは直ちに議案の審議を行います。

本総会の採決の方法は、八幡平市農業委員会会議規則第25条第1項を適用し、起立によるものとします。

○議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について』

議長 (山本会長)

議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（高橋主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の2ページをご覧ください。今月の申請は4件となっております。

申請番号1、松尾寄木第31地割461-1、田、1,570㎡を含む2筆、1,820㎡です。売買による所有権の移転です。申請地は今まで譲受人が水稻を作付していた農地です。権利取得後も同様に作付予定とのことです。

申請番号2、大更第47地割164-2、田、636㎡を含む2筆、1,485㎡です。売買による所有権の移転です。申請地は今まで譲受人が水稻を作付していた農地です。権利取得後も同様に作付予定とのことです。

申請番号3、堀切第7地割48、畑、4,177㎡です。贈与による所有権の移転です。申請地は今まで譲受人が野菜を作付していた農地です。権利取得後も同様に作付予定とのことです。

申請番号4、西根寺田第3地割22-4、畑、1,149㎡です。贈与による所有権の移転です。

申請地は今まで譲受人が野菜を作付していた農地です。権利取得後も同様に作付予定とのことです。

申請地の明細については下段に掲載しております申請筆別明細をご覧ください。併せて、関係資料の1ページに審査項目の一覧表を掲載しておりますので、ご確認願います。

各申請とも農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（山本会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号18番 石羽根正志 委員にお願いします。

18番（石羽根委員）

18番 石羽根正志です。

申請番号1番ですが、位置は、寄木小学校から南東に約700mの地点です。売買による所有権の移転です。申請地はこれまで、譲受人が水稻を作付していた農地です。権利取得後も、同様に作付予定とのことです。

申請番号2番ですが、位置は、JR東大更駅から北東へ約1.4kmの地点です。売買による所有権の移転です。申請地はこれまで、譲受人が水稻を作付していた農地です。権利取得後も、同様に作付予定とのことです。

申請番号3番ですが、位置は、平館高等学校から北東へ約1.4kmの地点です。贈与による所有権移転です。申請地はこれまで、譲受人が野菜を作付していた農地です。権利取得後も、同様に作付予定とのことです。

申請番号4番ですが、位置は、寺田小学校から北に約4kmの地点です。贈与による所有権移転です。申請地はこれまで、譲受人が野菜を作付していた農地です。権利取得後も、同様に作付予定とのことです。

いずれの農地も周辺農地と同様の作物・栽培方法で行うことから、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないとして、「許可相当」と判断してまいりました。

以上です。

議長（山本会長）

以上で、現地調査結果の説明が終わりました。これより、議案第1号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第1号を採決いたします。この案件について、『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（山本会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（山本会長）

よって、議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について』は、『可』とすることに決定いたしました。

○議案第2号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』

議長（山本会長）

次に、議案第2号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（古川主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の4ページをお開きください。今月の申請は1件となります。

申請番号1、吠田86-19、畑、370㎡です。転用の目的は、農作業小屋の建設です。内容は、農作業小屋が計画されております。

関係資料の2ページをご覧ください。

申請地の農地区分ですが、申請番号1番は、300m以内に安代総合支所がある農地で第3種農地と判断されます。例外規定ですが、第3種農地は原則許可となっております。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（山本会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号18番 石羽根正志 委員にお願いします。

18 番（石羽根委員）

18 番の石羽根正志です。

申請番号 1 番ですが、位置は、安代総合支所から南へ約 200m の地点です。転用の目的は、農作業小屋の建設です。現況は、畑として自己保全管理されておりました。申請土地は、自宅敷地に農作業小屋を建てられる場所がなく、他の候補地を探した結果、自宅から近かったため選定したとのことでした。申請地の農地区分は、300m 以内に駅・役場等の公共施設がある農地で、第 3 種農地と判断され、転用許可条項においては原則許可となっております。

申請農地は、農地の集団化、農作業の効率化、農業上の効率的かつ総合的な利用、土地改良施設の機能などに支障を及ぼすものではないことから、許可相当と判断してまいりました。以上です。

議長（山本会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第 4 号の質疑・討論を行います。質疑・討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

無いようなので、質疑・討論を終わります。これより、議案第 4 号を採決いたします。この案件について、『許可相当』と意見を決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（山本会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（山本会長）

よって、議案第 2 号『農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見の決定について』は、『許可相当』として県知事に意見を送付することに決定いたしました。

○議案第 3 号『農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見の決定について』

議長（山本会長）

次に、議案第 3 号『農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（古川主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の 6 ページをお開きください。今月の申請は 2 件になります。

申請番号1、野駄第19地割34-1、田、207㎡です。転用の目的は、賃貸借権設定による駐車場の敷設となっております。内容は、駐車場が計画されております。

申請番号2、田頭第1地割25-1、畑、4,091㎡を含む3筆、6,641㎡です。転用の目的は、売買による資材置場・駐車場の敷設です。内容は、資材置場、駐車場が計画されております。

関係資料の2ページをご覧ください。申請地の農地区分ですが、申請番号1は、10ha以上の一団の農地で第1種農地と判断されます。例外規定ですが、既存事業の2分の1までの拡張は認められており、当該案件は既存事業が632㎡に対し、申請面積が207㎡であることから、例外規定の既存事業の拡張に該当しております。

申請番号2ですが、10ha以上の一団の農地で第1種農地と判断されます。例外規定ですが、既存事業の2分の1までの拡張は認められており、当該案件は既存事業が39,818.34㎡に対し、申請面積が6,641㎡であることから、例外規定の既存事業の拡張に該当しております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（山本会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号18番 石羽根正志 委員にお願いします。

18番（石羽根委員）

18番の石羽根正志です。

申請番号1番ですが、位置は、松野小学校から北西へ約300mの地点です。転用の目的は、賃貸借による駐車場の敷設です。現況は、畑で自己保全管理されておりました。申請土地は、従業員の作業効率や車両燃料費を考慮した結果、申請法人の松尾営業所の駐車場を拡張する必要がある、松尾営業所に隣接する当該申請地を選定したとのことでした。申請地の農地区分は、10ha以上の一団の農地で第1種農地と判断されますが、例外規定においては、既存施設の拡張に該当することが確認されております。

申請番号2番ですが、位置は、平笠小学校から南東へ約600mの地点です。転用の目的は、骨材置場と駐車場の敷設です。現況は、畑で自己保全管理されておりました。申請土地は、川砂利プラントのストックヤードが手狭になってきているため、ヤードの確保のために骨材置場と駐車場の拡張が必要で、既存のプラントに隣接する土地所有者と合意ができたことから選定したとのことでした。申請地の農地区分は、10ha以上の一団の農地で第1種農地と判断されますが、例外規定においては、既存施設の拡張に該当することが確認されております。

いずれの農地も、農地の集団化、農作業の効率化、農業上の効率的かつ総合的な利用、土地改良施設の機能などに支障を及ぼすものではないことから、許可相当と判断してまいりました。以上です。

議長（山本会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第3号の質疑・討論を行います。質疑・討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (山本会長)

無いようなので、質疑・討論を終わります。これより、議案第3号を採決いたします。この案件について、『許可相当』と意見を決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長 (山本会長)

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長 (山本会長)

よって、議案第3号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』は、『許可相当』として県知事に意見を送付することに決定いたしました。

○議案第4号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』

議長 (山本会長)

次に、議案第4号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局 (古川主事)

(提案理由朗読後、内容説明)

議案の8ページをお開きください。今月の申請は2件になります。関係資料2ページにあります申請一覧表につきましても、併せてご確認をお願いいたします。

申請番号1、平館第6地割90-2、畑、2,227㎡です。現況は、木が生い茂り、山林化しております。

申請番号2、保土坂80-1、畑、365㎡です。現況は、隣接する住宅敷地と一体的に利用されており、宅地化しております。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 (山本会長)

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号18番 石羽根正志 委員にお願いします。

18番 (石羽根委員)

18番の石羽根正志です。

申請番号1番ですが、位置は、西根第一中学校から北西へ約1kmの地点です。

現況は、木が生い茂り、山林化しておりました。申請地は、申請人の亡くなった父親が農地法の許可が必要であることを知らずに植林をしたもので、平成元年頃から山林化してしまったとのことでした。

申請番号2番ですが、位置は、JR 小屋畑駅から南東へ約 50mの地点です。現況は、土地の一部に車庫が建設されており、残る部分は居宅に隣接する庭として利用され、宅地化しておりました。申請地は、元々家庭菜園に利用されていたが、庭や駐車場として利用されるようになり、平成3年頃から宅地化してしまったとのことでした。

いずれの農地も、非農地化され 20 年以上経過し、農地へ復元不可能であり、農地法第2条に該当する農地ではないものと認められることから許可相当と判断してまいりました。以上です。

議長（山本会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第4号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第4号を採決します。この案件について、証明願のとおり『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（山本会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（山本会長）

よって、議案第4号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』は、『可』とすることに決定いたしました。

○議案第5号『農用地利用集積計画の決定について』

議長（山本会長）

次に、議案第5号『農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（高橋主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の10ページをご覧ください。今月の申請は、12件となっております。

初めに、賃貸借権の設定です。

申請番号 1、野駄第 14 地割 28、田、5,441 m²です。なお、未相続地のため相続人の同意書が添付されております。

次に、使用貸借権の設定です。

申請番号 2、平館第 7 地割 42、田、1,105 m²を含む 13 筆 11,036 m²です。

申請番号 3、細野 38-1、畑、11,256 m²です。

次に、所有権の移転です。

申請番号 4、大更第 18 地割 201、田、681 m²を含む 2 筆 1,468 m²です。

申請番号 5、大更第 38 地割 49-1、田、1,628 m²を含む 2 筆 3,548 m²です。

次に、中間管理事業を活用した使用貸借権の設定です。

申請番号 6、大更第 7 地割 81-1、畑、1,176 m²を含む 6 筆 10,154 m²です。なお、未相続地のため相続人の同意書が添付されております。

申請番号 7、平館第 21 地割 30、田、415 m²を含む 8 筆、6,935 m²です。

最後に、中間管理事業を活用した所有権移転です。

申請番号 8、平館第 30 地割 70、田、443 m²を含む 2 筆、1,426 m²です。

申請番号 9、平館第 30 地割 74、畑、65 m²を含む 3 筆、1,310 m²です。

申請番号 10、平館第 12 地割 117、田、696 m²を含む 13 筆、10,654 m²です。

申請番号 11、堀切第 6 地割 42-1、田、963 m²を含む 3 筆、2,523 m²です。

申請番号 12、平館第 30 地割 69-1、田、672 m²を含む 2 筆、1,760 m²です。

申請地の明細については 12 から 13 ページの申請筆別明細をご覧ください。

今回の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（山本会長）

以上で、説明が終わりました。なお、農業委員会等に関する法律第 31 条及び八幡平市農業委員会会議規則第 17 条に規定する『議事の参与制限』に該当する案件について、これを先に審議いたします。

まず、申請番号 1 番の審議を行ってまいります。審議に先立ち、農業委員会等に関する法律及び八幡平市農業委員会会議規則の規定により、議席番号 12 番 立柳優 委員の退席を求めます。

(12 番 立柳優 委員 退席確認)

議長（山本会長）

これより、申請番号 1 番の案件について質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（山本会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、申請番号 1 番の案件について採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長 (山本会長)

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長 (山本会長)

よって、申請番号1番の案件については、原案のとおり決定いたしました。ここで、議席番号12番 立柳優 委員の着席を求めます。

(12番 立柳優 委員 着席確認)

議長 (山本会長)

これより、申請番号1番を除く議案第5号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (山本会長)

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、申請番号1番を除く議案第5号を採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長 (山本会長)

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長 (山本会長)

よって、申請番号1番を除く議案第5号『農用地利用集積計画の決定について』は、原案のとおり決定いたしました。

○議案第6号『農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画案の作成に対する意見の決定について』

議長 (山本会長)

次に、議案第6号『農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画案の作成に対する意見の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局 (高橋主事)

(提案理由朗読後、内容説明)

議案 16 ページをご覧ください。八幡平市長より農用地利用配分計画案の策定について、意見を求められた案件は4件です。なお計画案の農地については、今回の総会において、農業経営基盤強化促進法により中間管理機構へ利用集積された農地です。

申請番号1、大更第7地割81-1、畑、1,176㎡を含む6筆、10,154㎡です。

申請番号2、平館第21地割30、田、415㎡を含む5筆、2,740㎡です。

申請番号3、平館第25地割167、田、857㎡を含む2筆、2,408㎡です。

申請番号4、平館第26地割117-1、田、1,787㎡です。

今回の計画案につきましても、各地区の「人・農地プラン」に位置付けられた中心経営体へ配分するものであり、配分される者の経営状況についても、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上、ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長（山本会長）

以上で、説明が終わりました。これより、議案第6号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（山本会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第6号を採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願ひます。

(全員起立)

議長（山本会長）

起立全員です。着席願ひます。

(全員着席)

議長（山本会長）

よって、議案第6号『農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画案の作成に対する意見の決定について』は、原案のとおり決定いたしました。

○議案第7号『令和2年度関係行政機関等（国・県）に対する意見の提出について』

議長（山本会長）

次に、議案第7号『令和2年度関係行政機関等（国・県）に対する意見の提出について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（立花事務局長補佐）

総会資料の 11 ページをお開きください。

(提案理由朗読後、内容説明)

議案第 7 号について、ご説明をさせていただきます。

最初に、農業委員会法に関する法律の規程についてご説明をします。

総会資料 15 ページとなります。議案第 7 号資料、農業委員会等に関する法律 抜粋 となります。

該当する条文に下線付きで表示をしております。この条文により意見の提出を行うものです。

次のページとなります。意見の提出に係るスケジュールとなります。本日の農業委員会総会で大会提案事項の協議及び決定を行い、盛岡地方農業委員会連絡協議会を經由し岩手県農業会議へ提出となります。その後、関係機関で提出された大会提案事項をもとに協議を行い令和 2 年 11 月 11 日 (水) に開催される令和 2 年度岩手県農業委員会大会において「農業施策の充実に関する要請決議」として提案されるものです。なお、次のページは岩手県農業会議からの報告依頼となります。参考までにご一読願います。

総会資料 12 ページにお戻りください。別紙となります。

令和 2 年度関係行政機関 国・県 に対する意見の提出についてご説明をいたします。内容は、5 月 25 日に開催された第 2 回農業委員会議で決定をいただいたとおりであり、変更がないことから 11 項目の意見の読み上げは省略させていただきます。また、議案の内容は意見項目の読み上げによりまして、提出とさせていただきます。ご了承をお願いします。

ローマ数字Ⅰ農地等の利用の最適化の推進に関する事項、1 農地の集積・集約化対策の充実強化、(1) 農地中間管理事業関連対策の充実強化 (農地中間管理事業の推進について)、(2) 農業生産基盤の整備促進 (圃場の基盤整備について)。

2 担い手・経営対策の充実強化、担い手の経営拡大等への支援の強化、(農業者年金制度の拡充・強化及び現役世代が安心して農業に従事するための労災保険の周知及び農業者向け労災保険制度の構築について)。

次のページをお開きください。

ローマ数字Ⅱ中山間地域等条件不利地域対策の充実、1 中山間地域の農地の集積・集約化対策の充実強化、(中山間部における施設型農業への支援について)。

2 野生鳥獣被害防止対策の充実強化、(鳥獣被害について)。

ローマ数字Ⅲその他重要施策の推進、1 東日本大震災津波・原発事故への対応と大雨等災害対策の充実強化、(1) 東日本大震災津波・原発事故への対応。2 項目となります。(東日本大震災被災農地の復興について)、続きまして (早期の原発事故の収束と補償対応について)

次のページとなります。

(2) 大雨等災害対策の充実強化、(農地災害復旧工事の対応について)

2 国際農業交渉への適切な対応、(E P A / F T A 交渉について)

3 食育と食の安全・安心の推進対策、(食料安全保障について)。続きまして (高齢化が進む集落地域の食農教育の充実について)

説明は以上となります。

ただ今の第 4 回総会で国・県 に対する意見の提出が決定されましたら、今月下旬に当市からの意見として盛岡地方農業委員会連絡協議会への提出となります。

以上が 令和 2 年度関係行政機関等 国・県 に対する意見の提出について の議案となります。ご審議をお願いします。

議長（山本会長）

以上で、説明が終わりました。これより、議案第7号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

ないようですので「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第7号を採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（山本会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（山本会長）

よって、議案第7号『令和2年度関係行政機関等（国・県）に対する意見の提出について』は、原案のとおり決定いたしました。

6 閉会（14時17分）

議長（山本会長）

本件をもちまして、本日の総会に付議されました議案の審議は全て終了しました。熱心にご審議いただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和2年度第4回八幡平市農業委員会総会を閉会といたします。

ご協力ありがとうございました。

事務局（遠藤事務局長）

ご起立願います。

それでは、相互に礼をお願いいたします。「礼」。

（礼）

大変ご苦勞様でした。ありがとうございました。

八幡平市農業委員会会議規則第31条第2項の規定によりここに署名する。

令和2年8月25日

会 長 _____

13 番 委 員 _____

14 番 委 員 _____

令和2年度 第4回八幡平市農業委員会総会

日 時 令和2年7月22日（水）午後1時30分～
場 所 八幡平市役所ホール棟大ホール

次 第

1 開 会

2 議事録署名人の選任

3 会期の決定

4 報 告

(1) 第4回運営委員会報告

(2) 農地法等に関する業務報告

5 議 事

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について

議案第4号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定について

議案第5号 農用地利用集積計画の決定について

議案第6号 農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画案の作成に対する意見の決定について

議案第7号 令和2年度関係行政機関等（国・県）に対する意見の提出について

6 閉 会